

令和 7 年第 2 回
西多摩衛生組合議会定例会會議録

令和 7 年 11 月 11 曰

西多摩衛生組合議会

令和7年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和7年11月11日（火）午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

1番 香取 幸子	2番 井上 一也	3番 浜崎 崇
4番 湖城 宣子	5番 阿部 悅博	6番 片谷 洋夫
7番 濱中 俊男	8番 菅 勇真	9番 秋山 義徳
10番 伊藤 広美	11番 清水 義朋	12番 青木 健

正副管理者

管理 者	橋本 弘山	副管理 者	大勢待 利明
副管理 者	加藤 育男	副管理 者	山崎 栄

代表監査委員 平田 敬太郎

西多摩衛生組合

事 務 局 長	山本 和晃	施 設 長	中島 獻
会 計 管 理 者	早野 正博		
総 務 課 長	石野 拓司	財務課長（兼）会計課長	宮田 浩徳
計 画 管 理 課 長	石川 雄一	維 持 運 転 課 長	太田 道雄
維持運転課設備管理担当主幹	穴澤 和俊	ハッシュタグ西多摩衛生組合議長（兼）企画調整担当	伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長	山中 威	福生市生活環境部長	鈴木 彰
羽村市産業環境部長	池田 明生	瑞穂町住民部長	吉野 久

令和 7 年第 2 回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和 7 年 11 月 11 日 (火)
午後 1 時 30 分開会
西多摩衛生組合大会議室

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1 号

令和 6 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第 4 承認第 6 号

専決処分の承認を求めるについて

(西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 10 号

西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 11 号

令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算(第 2 号)

日程第 7 議案第 12 号

令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第 8 議員派遣について

○議長（清水義朋） 皆さん、こんにちは。本日は、令和 7 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議員定数 12 名、出席議員 12 名、欠席議員ゼロ名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまから、令和 7 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、こんにちは。管理者の羽村市長の橋本でございます。それでは、議長のお許しをいただきまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和 7 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より当組合の運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況ですが、まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和 7 年 10 月末現在で約 3 万 3,000 トンとなっております。これは、前年度比と比較いたしますと約 1,300 トン、3.8% の減となっております。

次に、広域支援の状況ですが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の被災地を支援するため、昨年 9 月より実施しております石川県輪島市及び珠洲市の災害廃棄物の受入れにつきましては、令和 7 年 8 月末をもって終了しております。

令和 6 年 9 月から令和 7 年 8 月までの受入れ期間における実績は、合計で 163.7 トンであります。当組合といしましては、微力ながら被災地の早期復興に貢献できたものと考えております。

環境センターでのごみ焼却処理に当たりましては、広域支援の有無にかかわらず、法律で定められた環境基準並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら処理を行っているところであります。

次に、環境センターの施設及び設備における維持管理、更新等の状況につきましては、令和 20 年度までの間、安全かつ安定した可燃ごみ処理を継続するため、施設の長寿命化を目的とした第二期基幹的設備改良工事の概要をまとめたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩改修事業の状況ですが、本年 7 月の議員全員協議会でご報告いたしましたとおり、新たな温泉名称を「フレッシュランド西多摩 よつ葉の湯」に決定し、式典開催など、令和 8 年 2 月のリニューアルオープンに向けた準備を着実に進めているところであります。

施設運営に当たりましては、指定管理者制度を導入し、施設の機能向上やサービスの充実を目指し、地域住民の憩いの場としての魅力を一層高めていきたいと考えております。

なお、基幹的設備改良工事及びフレッシュランド西多摩の状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会の中でご報告をさせていただきます。

今次定例会には、決算認定 1 件、専決処分の承認案件 1 件、条例案件 1 件、予算案件 1 件、分賦金の変更案件 1 件、合わせて 5 件の議案をご提案申し上げます。いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご承認、ご認定、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりまして

の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議 長（清水義朋） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。3番、浜崎崇議員、4番、湖城宣子議員、以上、2名を指名いたします。

この際、報告事項がございますので、事務局長から報告いたします。

山本事務局長。

○事務局長（山本和晃） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和7年11月4日付、西衛発第412号で令和7年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとし、お諮りすることとさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元に配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第6、議案第11号令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）と日程第7、議案第12号令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事の説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下、事務局職員が出席しておりますことを申し上げます。

○議 長（清水義朋） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期については、11月11日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書の規定により、1発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第3、認定第1号令和6年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました認定第1号、令和6年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和6年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約5万6,000トンで、前年度との比較では、約1,000トン、1.8%の減量となっております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施した小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ搬入量は約2,400トン、石川県で発生した災害廃棄物は約150トンを受け入れたことから、ごみ搬入量全体では約5万8,600トン、前年度との比較では約1,100トン、1.9%の減量となっております。

次に、環境センターの整備事業であります、令和6年度は、施設維持整備工事のほか、2号炉の脱臭反応塔触媒やダスト固化装置などの各種更新工事を実施いたしました。当組合では、引き続き施設の長寿命化や少エネルギー化を推進し、清掃工場の適切な管理運営に努めたところであります。

次に、継続事業として実施するフレッシュランド西多摩の改修工事におきましては、契約議案の可決後、10月に着工し、令和6年度中に予定していた工程を完了させ、令和7年度の完成に向け、事業を着実に進めたところであります。

そのような状況を踏まえまして、決算の概要であります、歳入は、収入済額25億7,637万6,285円で、このうち約73%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額23億4,239万7,663円で、予算現額に対する執行率は約91%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、2億3,397万8,622円で、この歳入歳出差引額は、全額翌年度へ繰越金となるものであります。

以上が決算の概要であります、令和6年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（清水義朋） 宮田会計課長。

○財務課長（宮田浩徳） それでは、認定第1号、令和6年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の決算書をご覧願います。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページ目から7ページ目にわたりまして、歳入歳出決算の内容となってございます。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2、3ページをお開き願います。歳入歳出決算の総括表でございます。歳入は、第1款分賦金から第6款組合債までの構成となります。予算現額25億6,822万3,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに25億7,637万6,285円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となります。予算現額25億6,822万3,000円に対しまして、支出済額23億4,239万7,663円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は2億2,582万5,337円でございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の 10、11 ページをお開き願います。歳入における事項別明細書でございます。

第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額 18 億 8,468 万 3,000 円で、これは、3 市 1 町からの分賦金でございます。

歳入総額の 73.15% を占めておりまして、構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。割合で見ますと、青梅市が 46.90%、福生市 19.69%、羽村市 19.65%、瑞穂町が 13.76% となります。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額 47 万 5,962 円で、歳入総額の 0.02% となります。これは、第1項使用料で、じん芥処理施設行政財産使用料の収入でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額 145 万 2,000 円で、歳入総額の 0.06% となります。これは、放射性物質の測定に伴う廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

次に、第4款繰越金でございます。第4款繰越金につきましては、収入済額 2 億 2,890 万 5,527 円で、歳入総額の 8.88% となります。これは、令和5年度からの繰越金でございます。

続きまして、第5款諸収入でございます。第5款諸収入につきましては、収入済額 1 億 1,185 万 9,796 円で、歳入総額の 4.34% となります。内訳といたしましては、第1項預金利子、これは、歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額は 4 万 4,936 円でございます。

次の 14、15 ページをお開きになりまして、第2項雑入は、収入済額 1 億 1,181 万 4,860 円で、主なものは可燃ごみ焼却処理委託受託金 9,185 万 2,080 円でございます。

続きまして、第6款組合債でございますが、第6款組合債につきましては、収入済額 3 億 4,900 万円で、歳入総額の 13.55% となっております。これは、(仮称) フレッシュランド西多摩改修事業の財源として借り入れを行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額 25 億 6,822 万 3,000 円に対しまして、調定額、収入済額とともに 25 億 7,637 万 6,285 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費につきましては、支出済額が 124 万 1,400 円、予算現額に対しまして、執行率は 86.75%、不用額は 18 万 9,600 円でございます。

1 節報酬をご覧願います。1 節報酬は、支出済額 101 万円で、議員 12 名分の報酬でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第2款事務所費でございますが、支出済額は 1 億 9,086 万 4,366 円で、予算現額に対しまして、執行率は 96.21%、不用額は 752 万 8,634 円でございます。

2 節の給料をご覧願います。2 節給料は、支出済額 4,189 万 3,516 円で、特別職 4 名及び一般職職員 9 名分の給料でございます。

次に、3 節職員手当等は、支出済額 3,744 万 2,990 円でございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧願います。10 節需用費は、支出済額が 376 万 7,775 円で、主なものは、広報用資料、予算書等の印刷製本費 196 万 7,983 円でございます。

次に、12 節委託料をご覧願います。12 節委託料は、支出済額 810 万 5,045 円で、主なものは庁舎清掃

委託料 275 万 6,256 円でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

13 節使用料及び賃借料をご覧願います。13 節使用料及び賃借料は、支出済額 796 万 725 円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 453 万 1,560 円でございます。

次に、18 節負担金、補助及び交付金をご覧願います。18 節負担金、補助及び交付金は、支出済額が 5,029 万 5,000 円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と地域環境対策協議会助成金 160 万円でございます。

次に、24 節積立金をご覧願います。24 節積立金は、支出済額が 2,307 万 7,000 円で、これは、令和 6 年度に、西多摩衛生組合施設整備基金を設立したことによる積立金でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費につきましては、支出済額が 14 億 9,825 万 7,838 円、予算現額に対しまして、執行率 95.02%、不用額は 7,855 万 7,162 円でございます。

2 節の給料をご覧願います。2 節給料は、支出済額 5,610 万 6,817 円で、一般職職員 14 名分の給料でございます。

次に、3 節職員手当等は、支出済額 5,375 万 4,185 円でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧願います。10 節需用費は、支出済額 2 億 1,996 万 1,880 円で、主なものは、公害防止用の薬品類等を購入いたしました消耗品費 9,246 万 2,377 円と、施設稼働に要する光熱水費 8,608 万 2,929 円でございます。

次に、12 節委託料をご覧願います。12 節委託料は、支出済額 3 億 905 万 5,469 円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料 1 億 7,870 万 1,600 円と、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,622 万 5,000 円でございます。

恐れ入ります。28、29 ページをお開き願います。

14 節工事請負費をご覧願います。14 節工事請負費は、支出済額 8 億 2,948 万 300 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に毎年実施しております施設維持整備工事 4 億 7,950 万 5,400 円と設備更新工事 2 億 8,638 万 5,000 円でございます。

少し飛びまして、32、33 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、支出済額は 5 億 687 万 5,643 円、予算現額に対しまして、執行率 99.12%、不用額は 451 万 7,357 円でございます。

2 節の給料をご覧願います。2 節給料は、支出済額 1,285 万 3,920 円で、一般職職員 3 名分の給料でございます。

次に、3 節職員手当等は、支出済額 1,243 万 4,088 円でございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

12 節委託料をご覧願います。12 節委託料は、支出済額 1,869 万 2,300 円で、主なものは、(仮称) フレッシュランド西多摩改修工事監理委託料 1,409 万 1,000 円と残土処分作業委託料 341 万円でございます。

次に、14 節工事請負費をご覧願います。14 節工事請負費は、支出済額 4 億 5,193 万 5,000 円で、(仮称) フレッシュランド西多摩改修工事 4 工事の支出でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

第5款公債費でございます。第5款公債費につきましては、支出済額1億4,515万8,416円、予算現額に対しまして、執行率は99.99%、不用額は584円でございます。

第1項1目元金は1億4,507万7,588円で、平成26年度から令和元年度にかけて借入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金でございます。

第1項2目利子は8万828円で、元金と同様、基幹的設備改良工事費の利子償還金でございます。

第6款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額25億6,822万3,000円に対しまして、支出済額23億4,239万7,663円、翌年度繰越額はございませんので、不用額は2億2,582万5,337円、執行率は91.21%でございます。

恐れ入ります。39ページをご覧願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は25億7,637万6,000円、歳出総額は23億4,239万8,000円、歳入歳出差引額は2億3,397万8,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2億3,397万8,000円でございます。

恐れ入ります。40、41ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。1の公有財産の土地及び建物でございますが、土地、建物ともに決算年度中における増減はございません。なお、余熱利用施設の建物につきましては、改修工事の施工中にあるため、従前の面積を記載しております。

恐れ入ります。42ページをお開き願います。

2の物品でございますが、取得価格50万円以上の物品につきましても、決算年度中における増減はございません。

続きまして、3の基金に関する調書でございます。こちらは、令和6年度に西多摩衛生組合施設整備基金を設立したことから、この調書を新たに設けております。

(1) の基金の内訳及び現在高でございますが、区分は施設整備基金で、前年度末現在高はゼロ円、決算年度中増減高のうち、積立額が2,307万7,000円、取崩額はございませんので、合計金額及び決算年度末現在高は、ともに2,307万7,000円でございます。

(2) の基金の保管状況でございますが、全額普通預金に保管しております。

認定第1号令和6年度歳入歳出決算の説明は以上でございます。

○議長(清水義朋) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

平田敬太郎監査委員。

○代表監査委員(平田敬太郎) それでは、ご指名をいただきましたので、令和6年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきましてご報告をいたします。

審査につきましては、去る令和7年9月25日、午後1時30分から組合会議室におきまして、井上監査委員とともに、管理者、会計管理者及び事務職員の出席を求めて実施をしております。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、また予算の執行は関係法令に基づいて適切かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係書帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました令和6年度決算書類等は、地方自治法、その他関係法令に準拠して作成されており、計数につきましても、関係書帳簿等の照合の結果、誤りはなく、基金の状況とも正確で、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、令和6年度の組合事務事業につきまして、歳入歳出決算書等の資料を用いて職員に内容の説明を求め審査をした結果、適切な予算執行の下、計画された事務事業が遂行され、所期の目的が達成しているものと判断いたしたところでございます。

令和6年度については、フレッシュランド西多摩改修事業における改修工事を執行し、現在は、令和8年2月のリニューアルに向けて、着実に事業を進めている状況にあると認識しているところでございます。

この事業については、周辺住民の関心が非常に高く、施設のオープンを待ちにされているとの意見も多数聞かれておりましたことから、引き続き、着実な事業執行に努めることにより、所期の目的を達成することを希望いたしております。

なお、組合事務の全般的なことになりますが、今後とも適正な管理運営に努め、効率的な事務事業の執行、また、健全な財政運営に努めることを心がけていただきたいと存じます。

最後になりますが、施設の安全かつ安定的な運転と環境に配慮した適正な維持管理の下に、公明公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、令和6年度西多摩衛生組合歳入歳出決算等審査についてのご報告とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、認定第1号令和6年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

[休憩]

○議長（清水義朋） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、承認第6号専決処分の承認を求めるについて（西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第6号、専決処分の承認を求めるにつきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員

の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員制度につきましては、従前より羽村市の制度に準じて定めていることから、本案につきましても同様の内容で専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第6号及び附属資料のとおりでありますが、部分休業について、従前の1日につき2時間を超えない範囲内で取得する場合に加え、1年度につき10日相当の範囲内で取得できるなど、新たな取得形態を加えるものであります。

また、部分休業制度の拡充に伴う条文整理のほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を定めるものであります。

なお、この条例は、令和7年10月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願ひいたします。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これもって質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、承認第6号専決処分の承認を求ることについて（西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改定する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第5、議案第10号西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、議案第10号西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、温泉開発をはじめ、これまで実施してまいりました大規模改修事業により、令和8年2月1日から供用開始を予定している「フレッシュランド西多摩 よつ葉の湯」について、新たな施設区分や温泉名称、使用料の額など、管理運営に必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

ご承知のとおり、フレッシュランド西多摩は、現在のごみ処理施設「環境センター」の建設に伴い、周辺住民の同意条件として、また、西多摩衛生組合を組織する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町に在住する住民の福祉の増進に寄与するための施設として設置するものでございます。

このため、リニューアル後の施設におきましても、地域住民の憩いの場となるよう、使用料の設定に当たっては、構成市町の住民や団体等に配慮した料金体系としたところであります。

なお、この条例は、令和7年12月1日から施行するものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願ひいたします。

○議 長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩管理課長。

○フレッシュランド西多摩管理課長（伊藤義孝） それでは、議案第10号西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

附属資料、新旧対照表1ページをご覧願います。

第1条は施設の設置に関する規定で、第2条に施設の位置を定めるため、本条では、所在地の記載を削除しております。

次に、第2条は施設の名称に関する規定で、見出しを「施設等の名称、区分及び位置」に改め、別表第1に掲げる余熱利用施設の名称及び施設区分に「使用区分」と「位置」を加え、新たに「温泉（源泉）の名称及びその位置」を定めております。

恐れ入ります。2ページの下段をご覧願います。

改正後の別表第1、第2条関係では、余熱利用施設の施設区分を「温浴施設」「体育館施設」「集会施設（ふれあい館）」とした上で各施設を細分化し、改正前の「和風・洋風風呂及び福祉風呂」は「陽の湯・月の湯及び貸切風呂」に、改正前の「卓球台整備」は「卓球コーナー」に改め、それぞれの使用区分、個別使用と貸切使用の別と、施設の位置となるフレッシュランドの所在地を定めております。

また、新たな温泉（源泉）名称「よつ葉の湯」とその位置を規定しており、温泉の位置につきましては、東京都への温泉掘削申請等に基づく許可書に記載された湧出地の所在地を明記しております。

1ページにお戻り願います。

第3条は使用時間に関する規定で、第2条の改正に伴い、第1号中「浴場施設」を「温浴施設」に、第2号中「多目的施設」を「体育館施設」に改め、新たに第4号として、外構施設に係る使用時間を加えております。なお、温浴施設の使用時間は、午前10時から午後10時まで、他の施設は午前9時から午後10時までと定めております。

次に、第6条は使用の制限に関する規定で、第1項第3号を「法令または条例に定める基準に違反し、または、違反するおそれがあると認めるとき」に改めております。これは、リニューアル後の貸切風呂は、障害の有無にかかわらず広くご利用できる個室として運用することから、7歳以上の混浴を不可とした都条例などの基準を遵守するため、規定内容を見直すものでございます。

2ページをご覧願います。

これに伴い、例外規定を定める同条第2項では、改正前の福祉風呂における介護者の取扱いを貸切風呂の使用に当たっての介護者の取扱いに改めております。

次に、第7条は使用料に関する規定で、改正後は、「使用料を徴収する施設の区分及びその額は、別表第2に定めるとおりとする」とし、第8条の回数券の発行では、温浴施設以外の回数券も取り扱えるよう、「浴場施設」を「余熱利用施設」に改めております。

次に、3ページの別表第2、第7条関係をご覧願います。

このたびの施設リニュールに際し、各施設の使用料を見直すものでございます。

（1）温浴施設では、改正後は、陽の湯・月の湯の3時間の使用料を構成市町内住民等の大人は600

円、構成市町外住民等の大人は 960 円とし、小学生は、構成市町内・外ともに大人料金の半額としております。

また、貸切風呂の使用料については、基本の 3 時間料金とは別に、1 時間当たりの室料として、構成市町内住民等は 1,000 円、構成市町外住民等は 1,600 円と定めております。

なお、障害者手帳などをお持ちの方への減免措置は、従前どおり条例施行規則に定め配慮してまいります。

次に、(2) 体育館施設では、改正後は、利用時間の枠を 5 枠に変更するとともに、構成市町内団体の優先利用を促すため、新たに構成市町外団体の料金を設定しております。

ホール全面の使用料については、構成市町内団体は午前、午後①、午後②の 3 枠とともに、それぞれ 1,800 円とし、夜間は 2,400 円、全日は 6,600 円としております。構成市町外団体は午前、午後①、午後②の 3 枠とともに、それぞれ 2,700 円とし、夜間は 3,600 円、全日は 9,900 円としております。ホール全面の使用料は、構成市町内・外ともに全面料金の半額となります。

続いて、4 ページをご覧いただき、改正後の卓球コーナーは、2 時間当たり、構成市町内住民等の大人は 200 円、構成市町外住民等の大人は 300 円とし、中学生以下は、ともに大人の半額料金としております。

次に、(3) 集会施設では、改正後は体育館施設と同様に、利用時間の枠を 5 枠に変更し、ホール全面の使用料については、構成市町内団体は午前、午後①、午後②の 3 枠とともに、それぞれ 1,800 円、夜間は 2,400 円、全日は 6,600 円でございます。構成市町外団体は午前、午後①、午後②の 3 枠とともに、それぞれ 2,700 円、夜間は 3,600 円、全日は 9,900 円でございます。

ホール全面の使用料は、構成市町内・外ともに全面料金の半額とし、和室の使用料については、従前どおり、ホールの全面料金と同額に設定しております。

次に、5 ページをご覧願います。

別表第 2 の備考でございますが、施設のリニューアルに際し規定内容を見直すもので、改正後の第 1 項から第 4 項までは、構成市町内・外の住民等と団体の定義で、これまで構成市町内在住者に限定していた市町内料金の適用範囲を在勤・在学者にも拡大しております。また、団体利用の施設では、構成市町内住民等が半数以上占める団体には、市町内料金を適用することとしております。

第 5 項には使用対象の区分を、第 6 項にはそれに基づく使用料の適用区分を定義しております。

第 9 項は温浴施設の使用時間の延長に関する取扱いで、6 ページをご覧いただきまして、第 2 号で、陽の湯・月の湯で延長料金が発生した当日は、その後の利用時間を制限しないものとしております。

第 10 項は貸切風呂の利用は予約制で時間貸しとなることを、第 11 項は体育館または集会施設での営利目的や入場料収受を伴う使用については、規定使用料の 3 倍の料金を課すもの定めています。

次に、別表第 3、第 8 条関係をご覧願います。改正後の回数券の種別及び金額として、温浴施設では、9 回分の料金で 10 回利用できる回数券にするとともに、新たにその半額の 5 回分の回数券や卓球コーナーの回数券を設定しています。

最後に、7 ページをご覧いただき、付則でございます。

第 1 項は施行期日に関する規定で、この条例は令和 7 年 12 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項は改修後の施設の供用開始に関する規定で、令和 8 年 2 月 1 日から供用を開始するものとしております。

以上で、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例についての細部の説明とさせていた

だきます。

○議 長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、井上一也議員。

○2 番（井上一也） 2番、井上一也でございます。3点ほど質問をさせてください。

まずなのですが、こちらの温浴施設の関係、延長料金についてが幾らだよというような定めがなく、こちらは、ちょっと後ろのほうで延長については次の各号によるというようなことでちょっと書いてあったのですが、こちらのほうはどのように考えているかということが1問目の質問でございます。

2問目でございます。こちらの金額、金額で端数がちょっと出てきているのが気になっております。

もちろん、これはベースの金額があって、そこから1.2倍だとかその辺の計算をして、例えば構成市町外の住民等の温浴施設の利用料は、大人は960円というような数字が出てるのですが、計算するときに、これ結構、何か手間になってしまふのではないのか、もう少し丸めることはできないのかなというようなことで。

切上げというとちょっと怒られてしまうかもしれませんけど、そういうようなことで何か、管理上、問題がないのでしょうかというようなことが質問でございます。それが2点目でございます。

3問目でございます。こちらの金額につきまして、例えば入浴料につきましては、この浴場の利用料につきましては、多分、前の金額から1.2倍の金額で出しているのかなと。

ただ、ほかの施設の利用料などは、かなり金額が上がっているようなものがありまして、この辺りの根拠というものがありましたら、お伺いしたいと思います。

以上3点、お願ひいたします。

○議 長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩管理課長。

○フレッシュランド西多摩管理課長（伊藤義孝） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の温浴施設の延長料金の考え方でございますが、新旧対照表の3ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、（1）の温浴施設の料金表の一番右側に、延長料金を設定させていただいております。

改正前の延長料金については、ここに記載している使用料の、3時間なので3分の1の料金を端数処理したものを延長料金としておりましたが、なかなか運用上、それが分かりにくいということで、今回は、この使用料の表の中に延長料金を記載させていただきました。

ただ、運用方法としては、この延長料金は1時間当たり毎回加算していくものではなくて、3時間を超えた場合について、構成市町内の大人であれば150円、構成市町外の大人であれば240円をいただければ、その当日に限り、1日滞在していただける延長料金ということで設定をしております。

次に、2点目の金額の端数でございます。ご指摘のとおり、まず、構成市町内料金を基準に、そこに温浴施設であれば1.6倍、体育館施設・集会施設であれば1.5倍の率を乗じて構成市町外の料金を算定しております。

その上で、体育館施設・集会施設の半面の料金を半額、また、温浴施設・卓球コーナーの子供料金は大人の金額の半額ということで端数が生じているということでございますが、構成市町の公の施設の設置条例におきましても、10円単位で使用料を定めている実例がございます。

こうしたことを踏まえまして、料金設定の算定根拠を明確にする観点から、今回は端数処理は行わず、そのままの額を使用料として設定させていただいたものでございます。

ご利用者の不便という面では、新しく採用するレジシステムでキャッシュレス決済を採用してございますので、その現金であると、なかなか端数というところでご不便をかけてしまうのですが、そういうところもサービスとして改善できるものと考えております。

あと、3点目の使用料を今回、温浴施設では1.2倍、集会施設では1.8倍と、かなり高い設定になつております。

こちらの根拠としては、まず受益者負担、それと原価計算によるコストを出しまして、実際にどのくらいのコストがかかるのか、使用料がかかるのかというものを温浴施設・体育館施設・集会施設、それぞれ計算をしております。

ただし、そのままの数値を使うと、大変やはり高い金額になってしまいますので、そういうコスト計算、原価計算をした上で、近隣施設、温浴施設であれば、この近隣の公設民営の温泉施設の使用料金、体育館施設・集会施設においては、構成市町の総合体育館、中央体育館等の状況を調査して、各体育館施設の1平米、1時間当たりの料金、また、バドミントンコート1面分の1時間当たりの料金がどのくらいかということを調査いたしまして、その中から総合的に均衡を図った金額として設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（清水義朋） 2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） ありがとうございました。

まず、最初のお話なのですが、この延長料金150円というようなところが書いてあるというようなことで、また、ごめんなさい、これは、1時間延長しても1日延長しても150円で収まるよというような感じでございました。

全体的に、1日いて750円の施設としては、かなり温泉施設だと安いのかなというようなことはちょっと考えるんですけど、ただ、ちょっとこの150円の見方が分かりづらい、3時間で150円なのか、ちょっとその辺り、うまく表現しておいたほうが、備考か何かで書いておくとよろしいのかなというようなことで考えました。参考までにしていただければと思います。

2番目、3番目の質問につきましては、一応、キャッシュレス決済だとか、あとは、こちらの数字の根拠につきましても、ちゃんと考えられているということで問題ないかなと思いました。

以上でございます。

○議長（清水義朋） ほかに質疑はありませんか。

7番、濱中俊男議員。

○7番（濱中俊男） ただいまの質疑で、原価計算をして、また近隣の施設なんかと加味して決めたというの、私ちょっと聞きたかったので、よく分かりました。

それで、質問なんですか、この施設の利用者、入場者というのは、改修前何人いて、それで新しくなって、年間で計算上してあるのかなと思うんですけど、大体何人ぐらい人数的に増えるのか、減るのか、その辺も含めて予定されているのか。

それで、この金額なんですか、今までですと、1年間で幾ら入ったというのは出てると思うんですけど、新しくされて、どのくらいの収入が見込めるのか、その辺についても計算されてると思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩管理課長。

○フレッシュランド西多摩管理課長（伊藤義孝） ただいまの質問に回答いたします。

まず、過去の実績ですが、コロナ禍の影響のなかった平成 26 年度から 30 年度の 5 年間の平均で約 13 万 7,900 人、年間で 13 万 7,900 人の温浴施設のご利用がございました。これに対しまして、リニューアル後の施設の目標値になりますが、指定管理者が現在、提案書に提案している計画値ですが、約 10% 増の年間 15 万 1,600 人を見込んでいたといった提案が出されております。

それに対する収入への影響なんですが、この 15 万 1,600 人を基準として試算した結果ですが、料金改正をしなかった場合と比較して、約 945 万円の収入増が見込めるのではないかというふうに推計をしております。

ちなみに、過去、平成 26 年度から 30 年度の年間の平均収入ですが、約 5,021 万円で、15 万 1,600 人での推計は約 6,900 万円というような結果になっております。

以上でございます。

○議 長（清水義朋） 7 番、濱中俊男議員。

○7 番（濱中俊男） ありがとうございます。

温浴施設だけですか。体育馆施設のほうは含まれていないですか。その辺、もし数字が出ていましたらお願いしたいと思います。

○議 長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩管理課長。

○フレッシュランド西多摩管理課長（伊藤義孝） 体育馆施設と集会施設につきましては、今回、改正前の 4 枠から 5 枠に変更するということで、なかなかちょっと試算が難しいのですが、令和 30 年度、単年度の利用件数を基にした推計では、今回の料金改正を反映した場合、体育馆では、改正前に比べて約 102 万円、集会施設では約 27 万円の增收が見込まれると推計をしております。

以上でございます。

○議 長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩管理課長。

○フレッシュランド西多摩管理課長（伊藤義孝） 訂正いたします。

ただ今、令和 30 年度と申しましたが、平成 30 年度の誤りです。失礼いたしました。

○議 長（清水義朋） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第 10 号西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第 6、議案第 11 号及び日程第 7、議案第 12 号の 2 件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 6、議案第 11 号令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）及び日程第 7、議案第

12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件を一括して議題いたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま一括議題となりました、議案第 11 号令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）及び議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 11 号補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 3,296 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 27 億 1,317 万 3,000 円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入予算では、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上するとともに、石川県能登半島地震に伴う災害廃棄物処理委託受託金については、実績に基づく減額補正を行っております。

歳出予算では、委託料、工事請負費において、契約実績に基づく減額補正を行ったほか、歳入の繰越金の一部を施設整備基金に積み立てる費用を計上しております。

次に、議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第 2 号）に基づき、組合市町分賦金の総額を 20 億 8,149 万 5,000 円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第 11 号及び第 12 号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願ひいたします。

○議長（清水義朋） 宮田財務課長。

○財務課長（宮田浩徳） それでは、議案第 11 号令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）及び議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明を申し上げます。

初めに、令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の 1 ページをお開き願います。

まず、総則でございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 3,296 万 2,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 27 億 1,317 万 3,000 円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2 ページをお開き願います。歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第 1 款分賦金は、3,899 万 3,000 円を減額いたしまして、20 億 8,149 万 5,000 円と定めようとするものでございます。

第 3 款繰越金は、9,212 万円を増額いたしまして、2 億 3,397 万 8,000 円と定めようとするものでございます。

第 4 款諸収入は、2,016 万 5,000 円を減額いたしまして、991 万 8,000 円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は、3,296 万 2,000 円を増額いたしまして、27 億 1,317 万 3,000 円と定めようとする

ものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は6,206万円を増額いたしまして、4億2,777万5,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、2,949万5,000円を減額いたしまして、15億4,812万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、14万3,000円を減額いたしまして、6億1,862万6,000円と定めるとするものでございます。

第5款公債費は、54万円を増額いたしまして、1億1,321万1,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、3,296万2,000円を増額いたしまして、27億1,317万3,000円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、4ページにつきましては、先ほどの第1表、歳入歳出予算補正と同様の内容となりますので説明を省略させていただき、5ページの歳入からご説明を申し上げます。

第1款分賦金は、3,899万3,000円を減額いたしまして、20億8,149万5,000円でございますが、詳細につきましては後ほど、議案第12号の組合市町分賦金の変更でご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

続きまして、第3款繰越金は、9,212万円を増額いたしまして、2億3,397万8,000円でございます。これは令和6年度からの繰越金でございます。

第4款諸収入は、第2項1目雑入におきまして、2,016万5,000円減額いたしまして、991万7,000円でございます。

内容として、光熱水費等300万円の減額は、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事に係る光熱水費で、使用量の減によるものでございます。また、災害廃棄物処理委託受託金は、多摩地域における受入れ終了に伴い、実績量を精査した結果、1,716万5,000円の減額しております。

以上、補正額合計3,296万2,000円を増額いたしまして、歳入の合計額は、27億1,317万3,000円でございます。

恐れ入ります。6ページをお開きいただき、歳出でございます。

第2款事務所費は、6,206万円を増額いたしまして、4億2,777万5,000円でございます。これは人件費で、令和7年の国及び東京都の勧告等を見込んだものとして、給料を300万円、職員手当等が905万円、共済費については140万円を各々増額しております。

続いて、12節委託料108万8,000円の減額は、庁舎清掃委託料及び広報用ビデオ編集委託料の契約差金によるものでございます。

また、13節使用料及び賃借料については、公用車3台分のテレビ受信料として48万3,000円の増額をしております。

続く、24節積立金4,921万5,000円の増額は、施設整備基金への積立金でございます。

次に、7ページをご覧いただきまして、第3款じん芥処理費でございますが、じん芥処理費は2,949万5,000円を減額いたしまして、15億4,812万9,000円でございます。これは契約差金によるもので、12節委託料では、14件を精査し1,059万7,000円の減額、14節工事請負費では、施設維持整備工事と

設備更新工事で 1,889 万 8,000 円を減額しております。

恐れ入ります。8 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。余熱利用施設事業費は 14 万 3,000 円を減額いたしまして、6 億 1,862 万 6,000 円でございます。

第 10 節需用費は、消耗品費及び光熱水費の精査による減額分と施設のリニューアルに向けた経費としての印刷製本費、修繕料の増額分を相殺した結果、156 万 3,000 円の減額としております。

続いて、12 節委託料でございますが、フレッシュランド西多摩備品等廃棄委託料を 108 万円減額しております。これは、当初予定しておりました廃棄備品について、再利用等で活用することにより処理件数が減少したことによるものでございます。

17 節備品購入費は、厨房機器の購入により 250 万円を増額してございます。

次に、第 5 款公債費でございますが、1 項 2 目利子を 54 万円増額しております。こちらは、令和 6 年度に借り入れたフレッシュランド西多摩改修事業費の利率が当初の予定を上回ったことからの増額でございます。

以上、補正額合計 3,296 万 2,000 円を増額いたしまして、歳出の合計は、27 億 1,317 万 3,000 円でございます。

恐れ入ります。10、11 ページをお開き願います。

一般職職員 26 名、再任用職員及び会計年度任用職員 6 名における給与費明細書でございます。

次に、12 ページをお開き願います。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、ご覧の 4 件につきまして、契約締結等により変更が生じましたので、記載してございます。

以上、議案第 11 号、令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 12 号の 2 枚目の、議案第 12 号附属資料をご覧願います。

令和 7 年度の補正予算の分賦金歳出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明を申し上げます。中段の表 2、人口割合比較をご覧願います。

こちらは、令和 7 年 10 月 1 日現在における組合市町の人口を採用させていただいております。組合市町別に申し上げますと、青梅市は 563 人の減少で 12 万 8,678 人、負担割合は 47.42%、福生市は 192 人の増加で 5 万 6,739 人、20.91%、羽村市は 278 人の減少で 5 万 3,977 人、19.89%、瑞穂町は 107 人の減少で 3 万 1,947 人、11.78%、組合市町別の合計は、756 人の減少で 27 万 1,341 人でございます。

次に、下段の表 3、ごみ搬入割合比較でございますが、こちらは、組合市町が算出した搬入予定量となりまして、青梅市は 400 トン減の 2 万 6,800 トンで、負担割合は 48.20%、福生市は 500 トン減の 1 万 500 トンで、18.89%、羽村市は 500 トン減の 1 万 600 トン、19.06%、瑞穂町は 100 トン減の 7,700 トンで、13.85%、合計で、1,500 トン減の 5 万 5,600 トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、上段の表 1、分賦金比較につきましてご説明を申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしてございます。この積算結果から令和 6 年度繰越金を差し引いたものが、令和 7 年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は 504 万 2,000 円の減額となりまして、9 億 9,104 万円、負担割合は 47.61 %、福生市は 1,709 万 6,000 円の減額となりまして、4 億 345 万 1,000 円、19.38%、羽村市は 1,526 万 4,000 円の減額となりまして、3 億 9,709 万 9,000 円、19.08%、瑞穂町は 159 万 1,000 円の減額となりまして、2 億 8,990 万 5,000 円、13.93% となります。

組合市町分賦金の合計でございますが、補正額 3,899 万 3,000 円を減額いたしまして、20 億 8,149 万 5,000 円でございます。

議案第 11 号令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）と、議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明は以上でございます。

○議 長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 11 号令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

次に、議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第 11 号令和 7 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号令和 7 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第 100 条第 13 項及び議会会議規則第 55 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時45分　閉会